



目次

- 健康診査(2面)
- みんなの健康(3面)
- 後期高齢者医療保険料の軽減特例の見直し(4面)
- 社会全体で支える 介護保険制度(5面)
- 新型コロナウイルス感染症に関する 市民・事業者の皆さんへの支援(6面)
- ざまインフォメーション(7面)
- 特別定額給付金(8面)



点検・設置はお済みですか

あなたと家族を
火災から守る

住宅用火災警報器

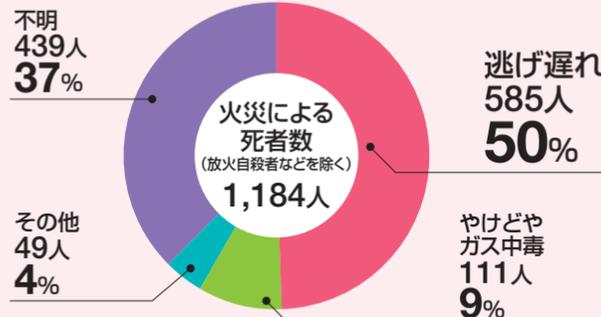
あなたや家族の命だけではなく、家などの財産を奪う火災は、予防の他に、いざという時にいち早く火災に気付く助けとなる「火災警報器」が重要です。いま一度、家庭での住宅用火災警報器の点検を行いましょ。

担当 予防課 ☎046(256)2213 ㊚046(256)3225



家庭での火災による死亡の多くは「逃げ遅れ」

消防庁の調べでは、家庭での火災で亡くなる多くの方は「逃げ遅れ」が原因です。火災から命を守るには、予防の他、いち早く火災に気付くことが重要です。



令和元年度消防白書より

設置義務施行から約10年が経過 電池切れなどの動作点検を行いましょ

住宅用火災警報器は平成23年に全ての住宅に設置が義務付けられました。

◆設置済みの場合は点検を

住宅用火災警報器の多くは電池で動作しており、約10年程度で電池が消耗するといわれています。次の方法で動作点検を行いましょ。

◆点検方法

右図を参考に、点検用のボタンや引きひもを作動し、音が鳴れば正常です。点検方法が分からない場合や、高所などで点検に不安がある方は担当へお問い合わせください。

◆まだ設置していない場合

自分や大切な家族、財産を守るため、設置しましょ。購入について不明な点は担当へお問い合わせください。



ボタン式



ひも式

住宅用火災警報器(煙式)の役割

住宅用火災警報器(煙式)は、火災が起きた際の煙を感知して、音が鳴ります。警報器は正しい場所に設置しましょ。

住宅用火災警報器にはさまざまな種類があります。設置場所や種類で不明な点は担当へお問い合わせください。



さまざまな住宅用火災警報器

悪質商法にご注意を

消防署員をかたって火災警報器の点検や販売を法外な値段で行う悪質商法が多くみられます。消防署や消防署員、消防団員は火災警報器の点検を有料で行う事や、火災警報器の販売は行っていません。火災警報器や消火器について困ったことや不明な点は気軽に担当へお問い合わせください。

担当 予防課 ☎046(256)2213 ㊚046(256)3225

希望者への「広報ざま」の戸別配布を実施中

※新聞を購読されている方には、新聞に折り込まれます。

○新規のお申し込み 申込専用電話 ☎046(252)8684 (市政戦略課)

○届かない場合 (株)神奈川新聞総合サービス ㊚0120(111)429 (無料)